

## ■入院中の患者さんへ（70歳未満の方）■

高額療養費制度が平成27年1月から変わりました。

保険者（健康保険組合等）に申請して「限度額適用認定証」の交付を受け、病院に提示してください。

負担能力に応じた負担を求める観点から、所得区分を細分化

◎上位所得の方（区分A）⇒ 自己負担限度額が増額（区分ア・イ）

◎一般所得の方（区分B）⇒ 標準報酬月額が26万円以下の場合は負担軽減（区分エ）

## 限度額適用認定証

被保険者（入院患者）は、あらかじめ保険者（健康保険組合等）に申請して「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提示した場合のみ、入院医療費等において高額療養費を超えた分の現物給付（患者負担なし）が受けられます。

所得区分	月単位の上限額
標準報酬月額83万円以上 (ア)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <多数該当:140,100円>
標準報酬月額53万~79万円 (イ)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <多数該当:93,000円>
標準報酬月額28万~50万円 (ウ)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数該当:44,400円>
標準報酬月額26万円以下 (エ)	57,600円 <多数該当:44,400円>
市区町村民税非課税者等 (オ)	35,400円 <多数該当:24,600円>

注1) 表中の(ア)～(オ)は限度額適用認定証、または標準負担額減額認定証に表示される所得区分である。

注2) 多数該当とは、直近1年で高額療養費に4回以上該当した場合の4回目以降の自己負担限度額である。